

守屋山快速登山クラブ 規約

守屋山快速登山クラブにお申し込みの方は、参加規約（以下、「本規約」といいます）をご理解、ご同意の上ご参加ください。

1 名称

このクラブは守屋山快速登山クラブ（以下、「本クラブ」といいます）と称します。

2 目的

守屋山をホームマウンテンとし、長野県の諏訪、上伊那地域周辺で活動を行い、生涯スポーツ、地域スポーツとしての快速登山を楽しむためのクラブになります。

3 活動

本クラブは、前条の目的を達成するため。次の各号に掲げる活動を実施します。活動内容によっては、クラブ員以外の一般参加を受け付ける事があります。

- ①守屋山練習会 ホームマウンテンである守屋山での練習会の実施
- ②快速登山練習会 諏訪、上伊那地域およびその周辺の山々での練習会の実施。
- ③その他の練習会 山以外のフィールドでの練習会の実施
- ④ジュニア練習会 ジュニア世代がスポーツとしての登山を行う機会を作ります。
- ⑤鬼守屋山 守屋山の主要4ルートを続けてアタックします。
- ⑥基礎講習会 快速登山に必要な装備や登山計画、練習計画の作り方講習会。
- ⑦山の保全活動 守屋山や、他の山々（諏訪、上伊那）の保全活動に参加します。
- ⑧競技会 成果を試す場としてのレースやイベントなどを紹介し、クラブとして積極的に参加し、HP・SNSなどで結果の共有を行います。

4 クラブ員資格

本クラブのクラブ員は、次の各号に掲げるすべての項目に該当する方とします。

- ①年齢制限はありません。ただし、小学生以下のジュニアに関しては、保護者の同行をお願いします。また、17歳以下は親権者の同意が必要となります。
- ②本クラブの目的を理解し、別に定める「クラブ員の心得」を順守できること。
- ③本クラブの活動をHP・SNSへ掲載することに同意できる方。

5 年会費

会費はひと家族につき、年間 1000 円とし、毎年 3 月 31 日までに納入する。

※一般社団法人日本スカイランニング協会に登録を希望する場合、これとは別に 24 歳以上は年間 5000 円、18 歳～23 歳以下は年間 2000 円が協会登録料としてかかります。(17 歳以下の協会登録料は無料。)

6 退会

退会は、クラブ員の申し出によることとします。なお、会費の納入がなく、継続する意思がないとクラブ部長が判断した場合は、退会したものとみなします。

7 除名

クラブ員が、次の各号のいずれかに該当し、クラブ員としてふさわしくないと役員全員が判断した場合は、除名する場合があります。

- (1) 法令違反及び社会的なマナーの欠如が認められたとき
- (2) 本規約に定める事項に抵触する行為があったとき
- (3) クラブ員の心得に抵触する行為があったとき

8 役員

本クラブは次の役員による運営されます。

- (1) 部長 1 名
- (2) 副部長 1 名
- (3) マネージャー 適当名

部長及び副部長は、クラブ員の互選により選出し、それ以外の役員は、クラブ部長が指名することとする。

役員任期は、原則 2 年とし、任期途中で退任する場合は、後任への引継ぎを持って退任とする。

任期満了後の再任は妨げないものとする。

9 総会

総会は原則 3 月中に実施し、部長の招集にて開催します。

総会はクラブ員の三分の二以上を持って成立とし、総会の議事・規約その他の変更などがある時は、出席したクラブ員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決することとします。

1 0 事業年度及び会計年度

本クラブの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

1 1 委任

この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、クラブ部長が別に定めます。

附則 この規約は、2022年3月10日から施行します。